

船着場利用の手引き

荒川では、「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）」に基づき、船着場を開放します。

この手引きは船着場の利用についてのルールや手続き等について示しています。

目 次

1. 船着場一般開放の主旨	1
2. 船着場利用ルール	2
2-1. 対象船着場	2
2-2. 利用対象者及び対象船舶	5
2-3. 利用の優先	5
2-4. 出水時の利用制限について	5
2-5. 船着場利用の禁止事項	6
2-6. 利用の取消等	6
3. 基本的な利用方法	7
4. 利用手続きの前提	8
4. 利用手続きの前提	8
5. 利用前の対応手続き	10
5-1. 利用者登録	120
5-2. 鍵の借用	12
5-3. 利用申請	13
6. 利用後の対応手続き	17
6-1. 利用報告	17
6-2. 鍵の返却	17
7. 荒川等における船舶の通航時の注意	18
8. 船着場利用にあたっての情報提供先	18
9. 運営事務局	19
10. 駐車場の利用について	20
11. 門扉の位置について	23
【参考1】利用ルール・運用要領（暫定版）	24
【参考2】自治体申請様式集	29

令和7年4月

国土交通省 荒川下流河川事務所

船着場利用の概要

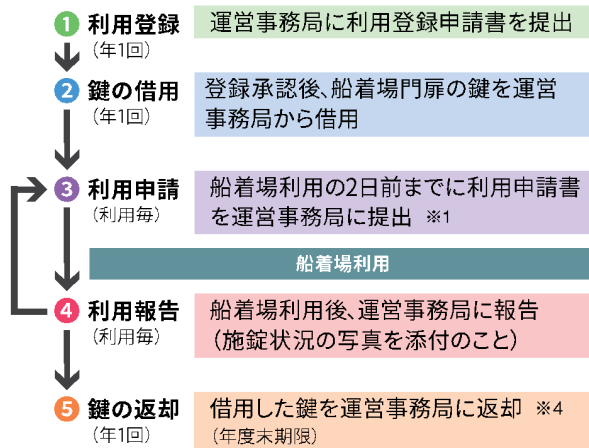
- ・船着場の利用は、以下の「利用条件」に該当する方、及び厳守できる方が対象です。
- ・船着場毎に必要な手続きが異なりますので、下図に従い手続きをお願いします。なお、手続きの詳細は、8 ページ以降をご参照下さい。

利用条件

- 対象者：事業者、NPO法人等非営利団体、一般利用者（個人等）※水上オートバイは利用不可
- 利用可能時間：日の出から日没。照明設備を装備した船舶は夜間利用可（戸田緊急船着場を除く）。
- 接岸時間：原則 20 分以内。

利用手続きとその流れ

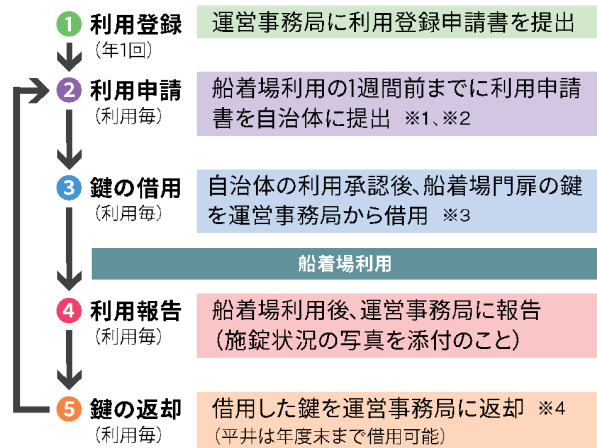
運営事務局への利用手続きのみで利用できる船着場



利用手続きの流れ



運営事務局と自治体への利用手続きの両方が必要な船着場



1. 船着場一般開放の主旨

東京低地河川である荒川には、大規模な災害に備え、復旧活動の拠点や運搬ルートを確保するための緊急用船着場等を整備しています。災害等緊急時には、緊急用河川敷道路と連携し、復旧活動に必要な資機材の運搬や沿川被災地への救命、消防活動のための輸送を行います。

また、救援物資の運搬や帰宅困難者の輸送など、重要な機能を担う施設として期待されています。

緊急用船着場等を災害等緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるようにするため、また、多くの人に知ってもらうためには、平常時から利用してもらうことが大切です。

このため、平常時における船着場利用を促進するために、

荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）

を策定しました。

以下に、「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）」（以下「利用ルール」という。）の主旨に沿った船着場の利用について示します。

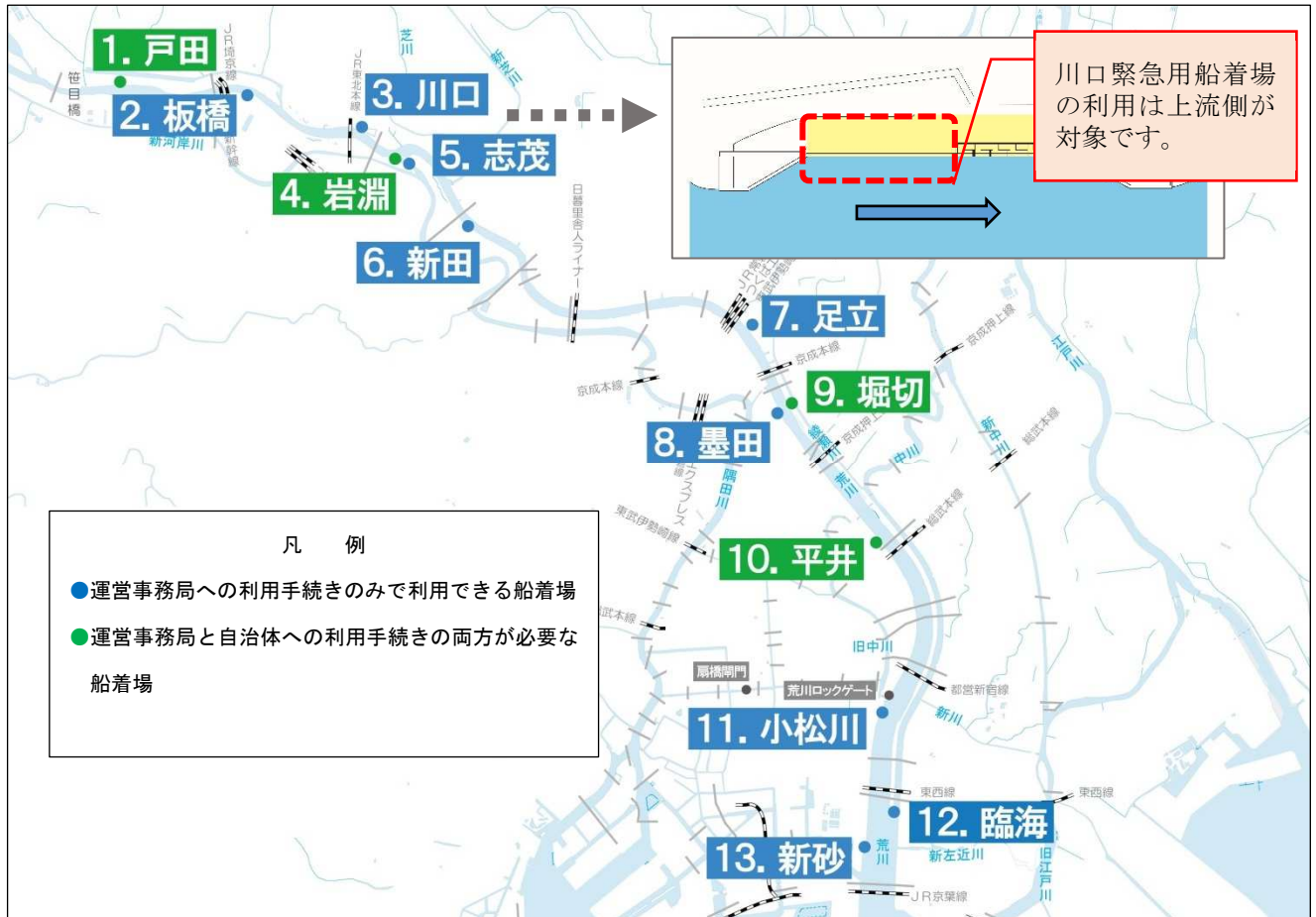
- 利用の前提として、「利用ルール」を遵守していただく必要があります。
- 「事業者」、「NPO 法人等非営利団体」、「一般利用者（個人等）」の方々にも、荒川下流部（笹目橋～河口）にある「緊急用船着場等」をご利用いただけます。
- 利用にあたり、利用者登録、及び利用回毎の利用申請が必要です。
- 利用者登録後に、荒川下流にある緊急用船着場等を開けることができる鍵を借用してご利用下さい。

※巻末に「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）」と「同運用要領（暫定版）」を掲載しています。

2. 船着場利用ルール

2-1. 対象船着場

・利用可能な船着場は、荒川下流部（笹目橋から河口）にある緊急用船着場等です。（下図参照）



No	船着場名	管理者	船着場の構造	使用料	備考
1	戸田緊急用船着場	国土交通省・戸田市	浮栈橋型	●有料	要自治体手続。駐車場情報有※
2	板橋緊急用船着場	国土交通省	岸壁型	無料	
3	川口緊急用船着場	国土交通省・埼玉県	岸壁型	無料	上流側のみ利用可
4	岩淵緊急用船着場	国土交通省・北区	浮栈橋型	●有料	要自治体手続。駐車場情報有※
5	志茂防災船着場	国土交通省	岸壁型	無料	
6	新田緊急用船着場	国土交通省	岸壁型	無料	
7	足立緊急用船着場	国土交通省	岸壁型	無料	
8	墨田緊急用船着場	国土交通省	岸壁型	無料	
9	堀切緊急用船着場	国土交通省・葛飾区	浮栈橋型	無料	要自治体手続
10	平井水上ステーション	江戸川区	浮栈橋型	無料	要自治体手続。駐車場情報有※
11	小松川緊急用船着場	国土交通省	岸壁型	無料	
12	臨海緊急用船着場	国土交通省	岸壁型	無料	
13	新砂緊急用船着場	国土交通省	岸壁型	無料	

※駐車場情報については、p.19「10. 駐車場の利用について」を参照

図表 対象とする利用可能な緊急用船着場等



1. 戸田緊急用船着場



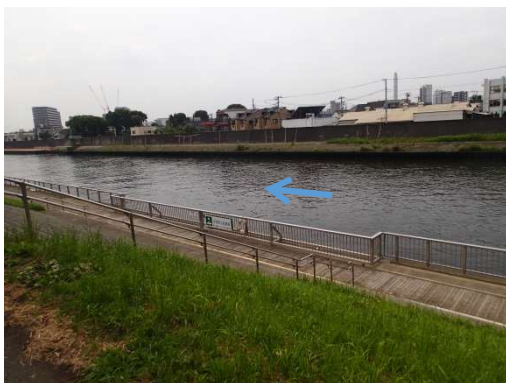
2. 板橋緊急用船着場



3. 川口緊急用船着場



4. 岩淵緊急用船着場



5. 志茂防災船着場



6. 新田緊急用船着場



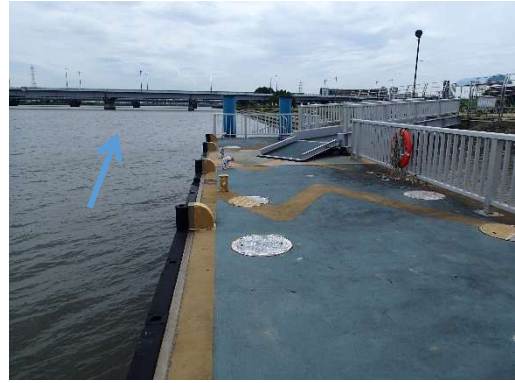
7. 足立緊急用船着場



8. 墨田緊急用船着場



9. 堀切緊急用船着場



10. 平井水上ステーション



11. 小松川緊急用船着場



12. 臨海緊急用船着場



13. 新砂緊急用船着場

2－2．利用対象者及び対象船舶

- ・緊急用船着場等を利用可能な方は、「事業者」、「NPO 法人等非営利団体」、「一般利用者（個人等）」となります。
- ・緊急用船着場等を利用可能な船舶は、事業者の旅客船（水上バス、観光ツアー船等）、プレジャーボート、非動力船です。

2－3．利用の優先

- ・災害等緊急時に、国、地方公共団体、警察又は消防等、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行う場合については、全ての利用に優先されます。
- ・平常時は、管理・巡視・工事・訓練等の国、地方公共団体、警察又は消防等、並びに国、地方公共団体の許可を受けた者の利用が優先されます。

2－4．出水時の利用制限について

- ・台風の接近等により出水が予想される場合、あるいは発生した場合、緊急用船着場等の利用を中止する場合があります。
- ・「利用注意」情報や利用中止、及び利用再開の情報は、運営事務局の WEB サイト（「9．運営事務局」参照）に掲載するほか、利用登録者にはメールにて連絡します。

①台風が首都圏に接近する場合、利用中止の予告として「利用注意」情報を出します。

発出目安は、利用中止の約 2 日前に荒川下流タイムラインのレベル 1-1※の段階で行います。

②更に、大雨洪水注意報等の発表や、国土交通省 荒川下流河川事務所に風水害対策本部が設置され「注意体制」に入った場合は、利用中止とします。

③利用中止となった場合は、水位が低下し、施設の復旧と安全性が確認された後に、利用再開となります。

※タイムラインとは、事前防災行動計画のことであり、災害が発生することを前提として、自治体や消防など関係者が災害時に行う防災行動を時系列に沿ってとりまとめたものです。

参照：荒川下流タイムラインHP <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00385.html>

2－5．船着場利用の禁止事項

- ・緊急用船着場等を原則、船舶への乗降以外の目的で利用することを禁止する。
（休憩・休息、ウェイクボード等の待機休憩、花火、飲食の禁止。また、テントやテーブル・イスの持ち込みと利用等も禁止とします。）
- ・船舶の二重停泊を禁止します。
- ・火気を使用し、又は危険物（船舶による危険物の運送基準等を定める告示（国土交通省）に準じる）を持ち込むことを禁止します。
- ・戸田、岩淵、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションについては、各市区の条例（禁止事項もしくは行為の制限）によるものとします。

2－6．利用の取消等

- ①利用ルールに反した場合及び以下の事項に該当するものと認めた場合は、利用者登録を取消・制限することがあります。
 - （１）公益を害する恐れがあると認めたとき。
 - （２）公序良俗に反する恐れがあると認めたとき。
 - （３）（１）・（２）に掲げるもののほか、河川管理上支障があると認めたとき。
- ②災害、その他事故により、緊急用船着場等の利用を取消、制限することがあります。

3. 基本的な利用方法

- 基本的な利用方法を以下に示します。

自己責任	- 利用にあたっては、自己の責任において行って下さい。 - 利用者間のトラブル等は利用者間で調整・解決してください。
利用者登録 利用申請	- 本利用ルールに基づく利用を希望する方は、運営事務局に利用者登録を行って下さい。 - 登録後、利用前に事前利用の申請・連絡を行って下さい。 - 戸田、岩淵、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションにおいては、各市区の条例に基づき申請し承認を受けることとし、利用料及び鍵の貸与等については、条例等に基づくものとします。その他の緊急用船着場等においては、運用要領で定める通りです。それ以外の方は利用できません。
鍵の借用	- 門扉の鍵を借用します（小松川緊急船着場については、暗証番号をお伝えします）。 - 事務局まで受け取りに来てください。
利用時	利用時に、許可証として利用申請書を携行して下さい。
利用時間	- 日の出から日没まで - 但し、照明設備を装備した船舶は、夜間利用も可能とします。（戸田緊急用船着場を除く）
接岸時間	原則 20 分以内
利用後の門扉の 確実な施錠	- 利用後は、船着場利用者が門扉を閉めるとともに、確実に施錠を してください。 - 施錠状況の写真を撮影し、利用報告時に添付して下さい。
利用後の報告	翌日までに利用報告を行って下さい。

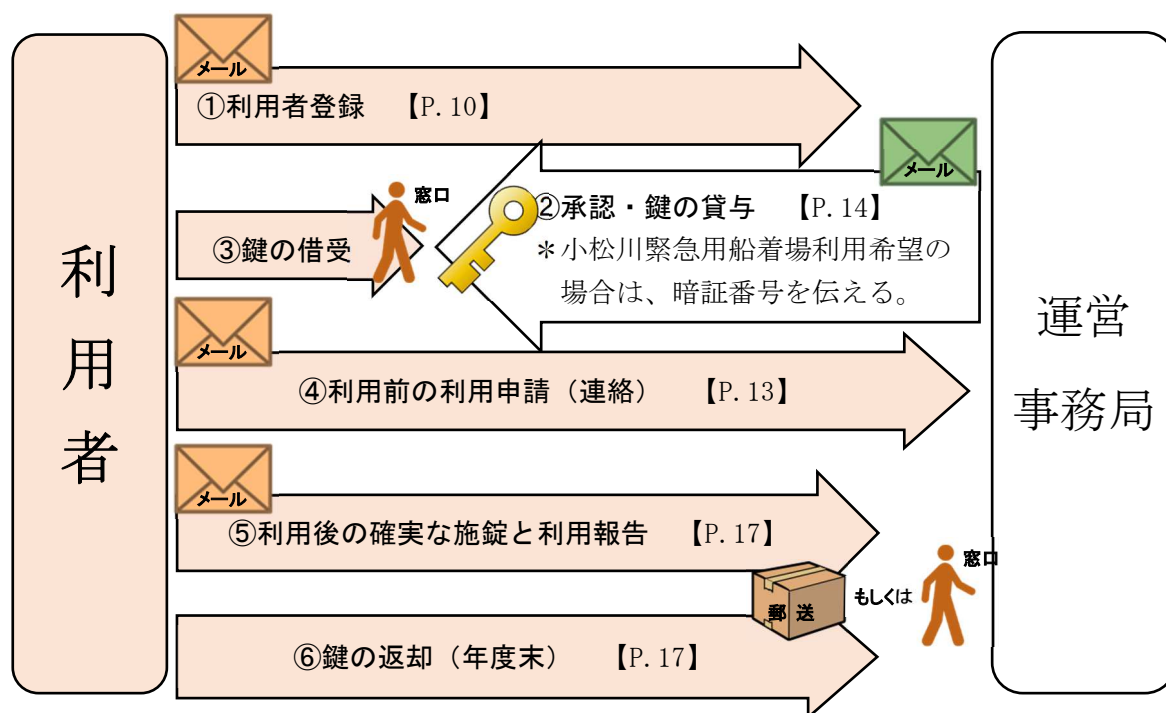
- 緊急用船着場等の利用時に利用が競合した場合は、利用者同士で調整して利用して下さい。
- 夜間利用時、投光器等の照明器具を準備するなど安全面を確保のうえで緊急用船着場等を利用して下さい。
- 接岸中は船の近傍に、ただちに船を操船できる方が最低1名待機して下さい。
利用停泊時に船を操船できる者が不在で他船着岸を妨げる場合には、警察へ連絡します。警察からの通知により、操船できる方が不在で他船の着岸を妨げた利用者に対しては利用者登録を取り消す場合があります。
- 荒川の航行に際しては、荒川における船舶の通航方法を遵守するとともに、船着場での乗降に際しては安全に十分配慮して下さい。
- 施設は大切に使って下さい。ゴミ等は捨てないで下さい。
- 緊急用船着場等の利用にあたっては、河川敷の利用者や地域住民に配慮した行動をとって下さい。

4. 利用手続きの前提

- ・利用の手続きは、船着場毎に手続きが異なります。
 - ・ただし、最初の「①利用者登録」は共通であり、初回に1回必要です。
- 船着場毎の利用手続きを以下に示します。

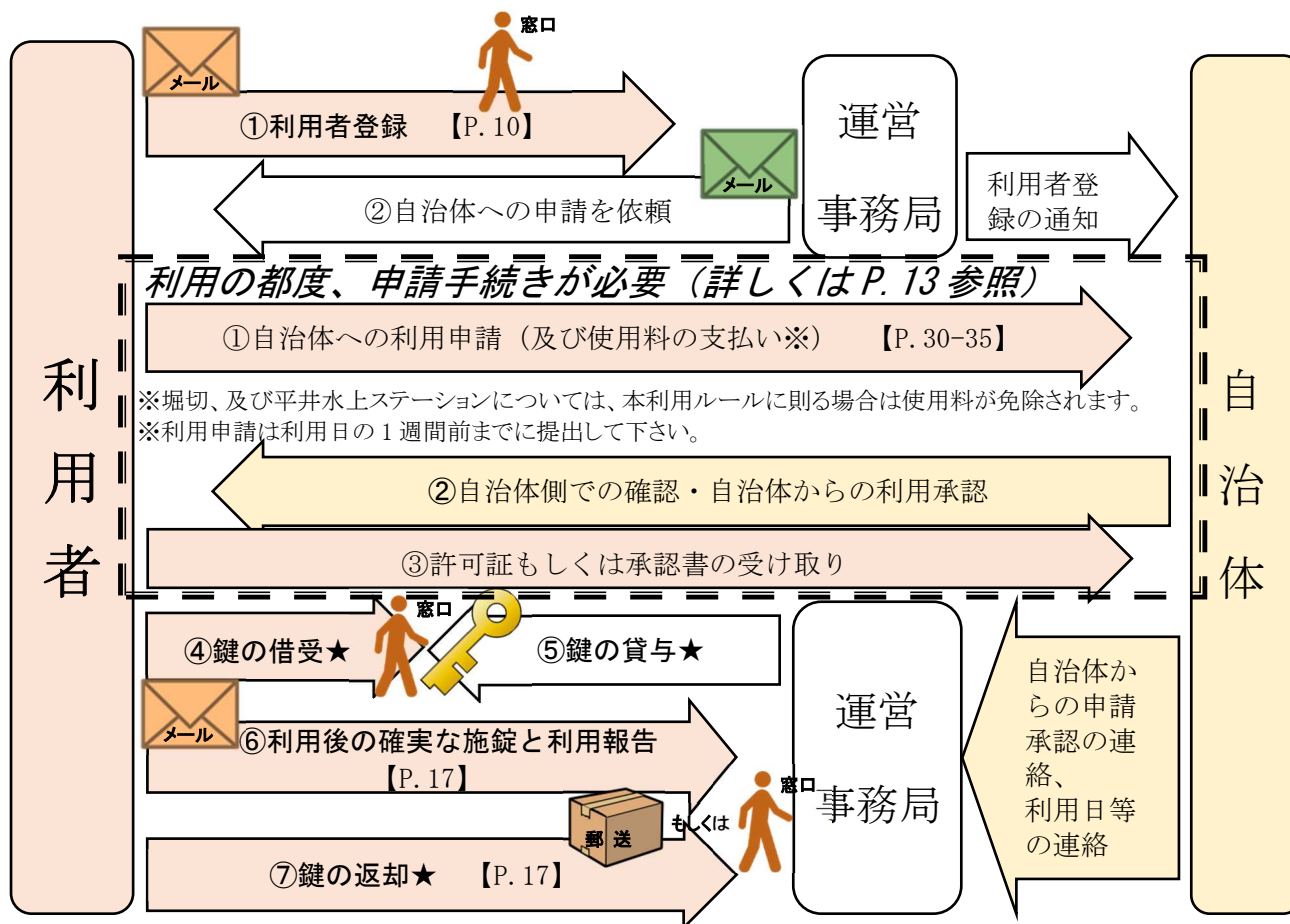
船着場	利用者登録	利用毎の申請	鍵の借用	手続きフロー
(下記以外)	初回 1 回 のみ	利用の都度、 運営事務局へ 連絡	年度末まで 運営事務局 より貸与	A
平井水上ステーション		利用の都度、 自治体に申請 し許可を得る		利用の都度 運営事務局 より借用・返 却
戸田、岩淵、堀切				

- A：運営事務局への利用手続きのみで利用できる船着場の場合
 [戸田、岩淵、堀切緊急用船着場、平井水上ステーション以外]



●B：運営事務局と自治体への利用手続きの両方が必要な船着場の場合
(利用毎の手続き)

[戸田、岩淵、堀切緊急用船着場、平井水上ステーション]



★戸田、岩淵、堀切については、利用の都度、鍵を貸与しますので、利用後に返却して下さい。
平井水上ステーションについては、年度末まで、鍵を借用できます。

5. 利用前の対応手続き

5－1. 利用者登録

まずは、利用者登録をお願いします。

- ・利用に先立ち、「利用ルール」、「運用要領」及び本「利用の手引き」に記載している事項を承諾の上、利用者登録をお願いします。
- ・運営事務局※に利用者登録申請書（次ページ参照）及び添付書類を、電子メールまたは郵送にて提出して下さい。
- ・添付書類として、**動力船利用者は「船舶検査証書」の写しが必要**です。非動力船利用者は、添付の必要はありません。（船舶検査証書等はFAXでは不鮮明な場合がありますので、スキャニングや写真撮影等により電子メールに添付いただくか、コピーを郵送でお送り下さい。）
- ・申請内容に変更があった場合は、変更の登録者申請書を提出して下さい。
- ・利用者登録申請の内容は運営事務局で確認し、連絡します。その後、船着場門扉の鍵が借用できます。
- ・利用者登録は年1回行ってください。

※運営事務局については、「9. 運営事務局」を参照

緊急用船着場等利用者登録申請書（新規・変更）

*該当する方に○印をつけて下さい。

令和 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局

荒川下流河川事務所長 殿

【申請者】

氏 名

(法人の場合は法人名と代表者氏名)

住 所

電話番号

メールアドレス

荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）、利用ルールに基づく運営要領（暫定版）及び「船着場利用の手引き」記載事項を承諾の上、申請します。

利 用 形 態	旅客の運送を目的とした事業と 1. する 2. しない
利 用 目 的	
担 当 者 氏 名	(よみがな)
担当者電話番号	
担当者 FAX 番号	
担当者メールアドレス	
使用予定船舶	①船名 ②規格 [全長(m)、全幅(m)、総トン数] ③船舶番号 ④旅客定員 ①船名 ②規格 [全長(m)、全幅(m)、総トン数] ③船舶番号 ④旅客定員 ①船名 ②規格 [全長(m)、全幅(m)、総トン数] ③船舶番号 ④旅客定員
利用予定船着場	戸田 板橋 川口 岩淵 志茂 新田 足立 墨田 堀切 平井 小松川 臨海 新砂 (利用する船着場に○印を記入下さい。)
利用予定回数	年 回位 (参考まで、想定する回数を記載下さい。)
利用予定月	(利用登録時に想定されている利用月を記入下さい。)
添 付 書 類	☐ 「船舶検査証書」の写し ※動力船利用者のみ

<以下は、事務局記入欄>

承 認 欄	登録番号 第 号
-------	----------

<戸田、岩淵、堀切、平井、小松川以外の利用がある場合>

鍵の貸与年月日		貸与した鍵の番号		鍵の返却日	
---------	--	----------	--	-------	--

5-2. 鍵の借用

運営事務局より鍵をお貸しします。

- ・利用者登録申請を承認された利用者は、利用したい緊急用船着場等の鍵を借用することができます。
- ・鍵の借用は、運営事務局※にて行います。鍵借用の対応時間は、平日の午前9時30分～17時です。事前に来訪日を運営事務局にご連絡下さい。

※運営事務局については、「9. 運営事務局」を参照

- ・借用した鍵の複製、暗証番号の開示及び、他の利用者への貸与・譲渡は禁止します。
- ・鍵の紛失・破損は、利用者が責任を負うものとします。もし、鍵を紛失・破損した場合には、速やかに運営事務局に報告して下さい。
- ・鍵を紛失・破損した場合は、鍵の交換に係る費用を負担いただく場合もありますので、**鍵の管理には十分注意**して下さい。

■小松川緊急用船着場について

- ・小松川だけの利用の場合は、暗証番号を電子メール等でお伝えします。
- ・小松川では、テンキー式の門扉をご利用下さい。南京錠がかかっている門扉は開閉できません。

【鍵のタイプ、借用場所】

- ・対象船着場は、鍵で開閉できます。鍵のタイプにご注意下さい。
 - ①複数の船着場共通の鍵（②③以外）
 - ②個別の船着場専用の鍵（戸田、岩淵、堀切、平井水上ステーション）
 - ③テンキー式の暗証番号入力（小松川）
- ・鍵の借用・返却場所は、全ての船着場利用において、運営事務局となります。

【戸田、岩淵、堀切、平井水上ステーション「以外」の鍵の借用について】

- ・鍵の借用には、利用者登録内容の確認が必要です。
- ・鍵は、年度末まで借用できます。

【戸田、岩淵、堀切、平井水上ステーションの鍵の借用について】

- ・鍵の借用には、利用者登録後、利用者から自治体への自治体条例に基づく利用申請・使用料※の支払いが済み、自治体から事務局への承認連絡を受けた後に鍵をお貸しします。
（※ 堀切、及び平井水上ステーションについては、本利用ルールに則る場合は使用料が免除されます。）
- ・自治体へは、利用都度、申請してください。戸田、岩淵、堀切の鍵の借用・返却も利用都度となります。平井水上ステーションの鍵は、年度末まで借用できます。
- ・毎週利用する等の利用方法の場合は、各自治体へご相談下さい。

5-3. 利用申請

利用前に「利用申請書」の提出をお願いします。
(利用は予約制ではありません。)

【戸田・岩淵・堀切緊急用船着場、平井水上ステーション以外の船着場を利用する場合】

- ・緊急用船着場等を利用する場合は、事前に空き状況を運営事務局にて確認し、「利用申請書」を電子メールもしくはFAXで提出して下さい。また、予定を変更(中止・時間変更)した場合も、変更内容を運営事務局に速やかに連絡して下さい。
- ・利用申請書は、利用日の1週間前までに提出して下さい。

【戸田・岩淵・堀切緊急用船着場、平井水上ステーションを利用する場合】

- ・先に、戸田市（戸田緊急用船着場）、北区（岩淵緊急用船着場）、葛飾区（堀切緊急用船着場）、江戸川区（平井水上ステーション）に、利用申請手続きをしてください。
(利用申請の手続き及び使用料*の支払い)
※堀切、及び平井については、本利用ルールに則る場合は使用料が免除されます。
※利用申請書は、利用日の1週間前までに提出して下さい。
- ・自治体からの承認の連絡を受けて、運営事務局から鍵を借用できます。

- ・自治体の担当窓口は下記となります。

船着場名	連絡先	電話・FAX
戸田緊急用船着場	戸田市役所 水安全部 河川課 管理担当 〒335-0026 埼玉県戸田市新曽南3-1-5	電話 048-229-4801 FAX 048-444-1609
	戸田市船着場条例、戸田市船着場条例施行規則(P31 参照) 戸田市 HP https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/414/kasen-hunatukiba.html	
岩淵緊急用船着場	北区役所 土木部 道路公園課 河川係 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22	電話 03-3908-9213 FAX 03-3908-1291
	東京都北区船着場条例、東京都北区船着場条例施行規則 (P31 参照)	
堀切緊急用船着場	葛飾区役所 都市整備部 公園課 管理運営係 〒124-0012 東京都葛飾区立石 6-9-1 公園課庁舎	電話 03-3693-1777 FAX 03-3697-6275
	葛飾区船着場条例、葛飾区船着場条例施行規則 (P32 参照)	
平井水上ステーション	江戸川区役所 環境部 水とみどりの課 調整係 〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1	電話 03-5662-0320 FAX 03-3674-6797
	江戸川区水上バスステーション条例、江戸川区水上バスステーション条例施行規則 (P34 参照) 江戸川区 HP https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e066/kusei_joho/denshi/kouen-senyou-edogawa.html	

※申請書類、船着場利用料は各市区条例（同施行規則）によります。書類様式は巻末に掲載。具体的な内容は各市区へお問い合わせ下さい。

・自治体への利用手続きの流れは、以下となります。

★自治体への使用申請書提出は、葛飾区（堀切緊急用船着場）、江戸川区（平井水上ステーション）を除き、郵送も可能です。

※許可証等の受け取りは、全ての自治体において、申請時に、住所・氏名を記入し
かつ切手 120 円分を貼った返信用封筒を同封することにより、郵送での受け取り
も可能です。

・上記に基づかない場合は、窓口での申請・受け取りとなります。

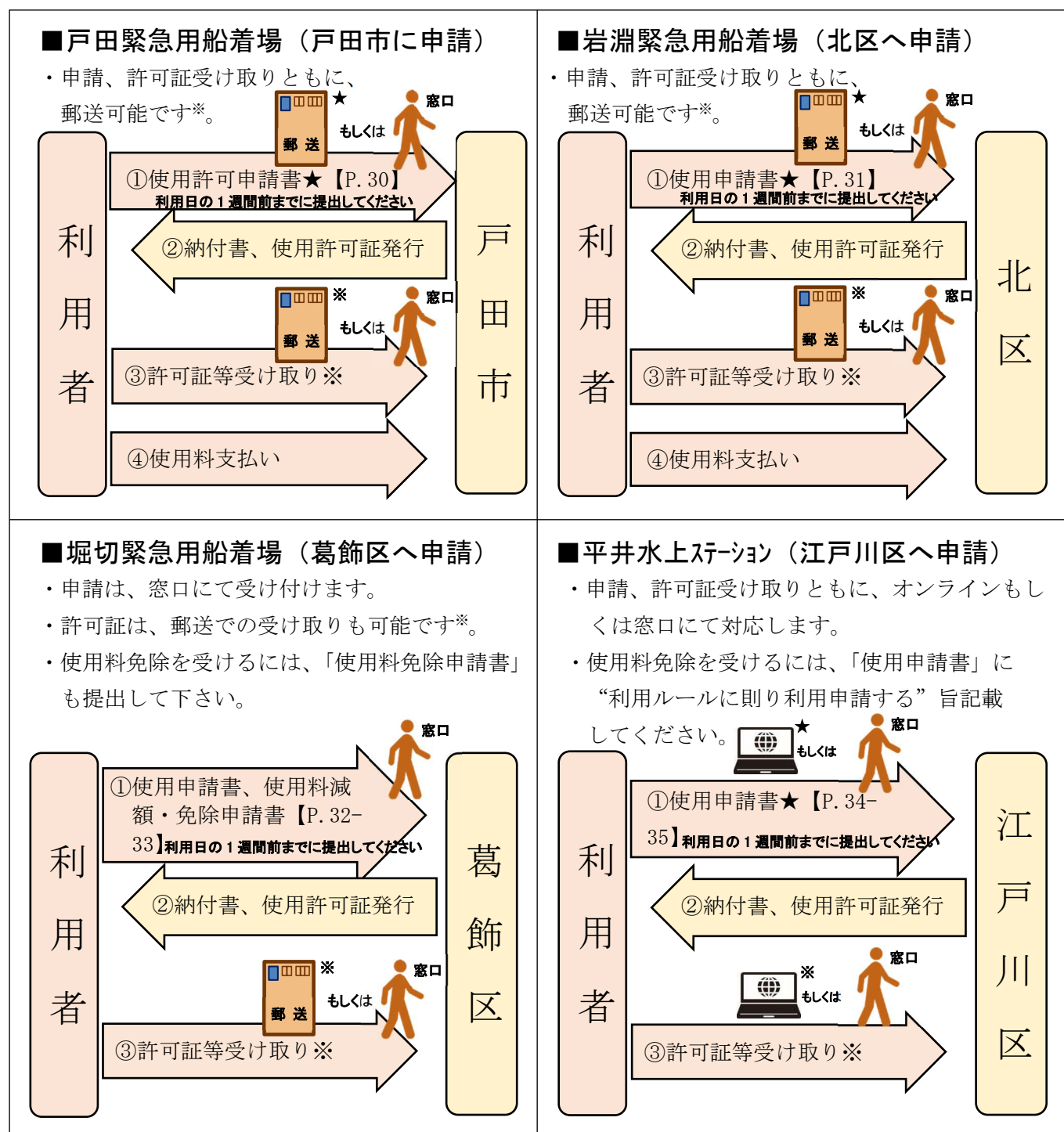


図 自治体への利用手続きの流れ

緊急用船着場等 利用申請書

令和 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 殿

【申請者】

氏 名

(法人の場合は法人名と代表者氏名)

住 所

電話番号

メールアドレス

担 当 者 氏 名	(よみがな)
当 日 連 絡 先 (携帯電話等)	
利 用 日	令和 年 月 日 (曜日)
停 泊 希 望 時 間	時 分 ～ 時 分 【合計 分間】
① 利 用 船 着 場	
① 上記利用時間	時 分～ 分、 時 分～ 分 *複数回利用する場合は、回毎に利用時間を記載
② 利 用 船 着 場	
② 上記利用時間	時 分～ 分、 時 分～ 分 *複数回利用する場合は、回毎に利用時間を記載
利 用 目 的	*具体的な内容を記載 (〇〇ツアー、釣り等)
運 航 ル ー ト	出航船着場 : 寄港船着場 : 帰港船着場 :
利 用 船 船	☐ 動力船
	①船名
	②船舶番号
	③規格 [全長(m)、全幅(m)、総トン数]
	④旅客定員 名
	⑤乗船予定人員 名
	☐ 非動力船
	①種類等 (手漕ぎボート、カヌー等)
	②船舶数

<以下は、事務局記入欄>

利 用 受 付	受付年月日 令和 年 月 日
	受付番号 第 号
利 用 者 登 録	登録番号 第 号

<戸田、岩淵、堀切、平井の場合のみ>

鍵の貸与年月日		貸与した鍵の番号		鍵の返却日	

緊急用船着場等 利用申請書 (裏面)

■現地に赴く前に

- ・この利用申請書の両面を印刷して下さい。

■現地にて

- ・現地には、この利用申請書を 必ず携行 して下さい。
- ・現地にて、利用申請書の提示を求められた場合は、提示して下さい。
- ・門扉を施錠した状態の写真を必ず撮影して下さい。
※撮影を忘れた場合は、撮り直し頂くことになりますので、ご注意下さい。

■利用後

- ・下記のチェックリストに記入し、記入したチェックリストを、電子メールもしくはFAXにて、事務局に送付して下さい。
- ・利用日当日、もしくは翌日までに送付して下さい。
- ・もし、トラブル・事故もしくは船着場施設の破損・不具合等があった場合は、早急に事務局に報告して下さい。

船着場利用後報告 チェックリスト

- ・ 利用者名（登録者名） _____
- ・ 担当者名（記入者名） _____
- ・ 利用日・時間 _____ 月 _____ 日 () _____ :
- ・ 利用した船着場 _____

- ☐ 門扉の鍵を確実に施錠しました。
- ☐ 施錠した写真を添付します。
- ☐ トラブル・事故等はなかった。
- ☐ 船着場の施設に、破損・不具合はなかった。

→ (トラブル等があった場合、その内容)

(

)

報告先：運営事務局 荒川下流河川事務所 占用調整課

電子メール ktr-arage-funatukibariyou@gxb.mlit.go.jp

電話 03-3902-2326、FAX 03-3902-7631

6. 利用後の対応手続き

6－1. 利用報告

利用報告をお願いします。

- ・利用申請書（裏面）のチェックリストに記入し、写真もしくはFAXで、施錠状況の写真と合わせて運営事務局に送付して下さい。
- ・利用日当日、もしくは翌日までに報告して下さい。

ご利用**後**、利用申請書（裏面）のチェックリストに記入し、ご報告いただく事項

1. 利用者名（登録者名）
2. 担当者名
3. 担当者連絡先（電子メール、電話、FAX等）
4. 利用船着場毎の利用日・利用時間
5. 確実に施錠したか
- 6. 施錠状況の写真**
7. トラブル・事故等の報告
8. 船着場施設破損箇所の報告



施錠状況の写真イメージ

- ・施錠確認後は忘れずに施錠状況の写真を撮影し、事務局に送付して下さい。
- ・トラブル・事故等が発生した場合、船着場施設の破損・不具合を発見した場合は、状況及び対応結果を速やかに事務局に、電子メール・FAX・電話等で報告して下さい。

6－2. 鍵の返却

- ・年度末までに、鍵の返却をお願いします。
- ・ただし、戸田、岩淵、堀切緊急用船着場の鍵については、利用都度、返却して下さい。

- ・鍵の返却は、「9. 運営事務局」をお願いします。
- ・鍵の返却は、郵送でも受け付けます。ただし、以下の条件を守って下さい。
 - ・返送前に、メール等で事務局に連絡して下さい。
 - ・配送記録が残る送付方法（例、宅急便、ゆうパックなど）として下さい。郵送費は、利用者が負担して下さい。
 - ・上記によらない方法で送付し、鍵を紛失・破損した場合は、鍵の交換に係る費用を負担いただく場合もありますので、**鍵の送付には十分注意**して下さい。

●登録の取り消しによる鍵の返却

- ・利用登録取り消しになった場合は、借用した鍵を速やかに事務局に返却して下さい。

7. 荒川等における船舶の通航時の注意

- ・船舶の航行に当たっては、海上交通安全法等の関係法令を遵守して下さい。
- ・荒川での航行は下記 URL にある **荒川における船舶の通航方法** を守って下さい。
「荒川通航ガイド 荒川における船舶の通航方法」
荒川下流河川事務所 HP (https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000097702.pdf)
- ・荒川の航路、船着場情報については、「**東京低地河川ナビゲーションマップ**」が公開されていますので、航行の参考にして下さい。
「東京低地河川ナビゲーションマップ(PC)」
荒川下流河川事務所 HP (https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000807179.pdf)
- ・荒川を含む東京都の区域内の河川の水面（港則法が適用されるものを除く）には、平成30年7月1日より「**東京都水上安全条例**」が施行されています。この条例には、「事故発生時の措置」などが定められています。

(https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/smph/kurashi/anzen/anshin/water_safety.html)

8. 船着場利用にあたっての情報提供先

- ・緊急用船着場等の利用にあたり、関連する情報は下記の WEB サイトにて提供します。
- 本「利用の手引き」PDF 版
- 利用登録等の書類のダウンロード
- 荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール及び運用要領の全文

9. 運営事務局

・緊急用船着場等の利用に関する連絡先は次のとおりです。

運営事務局

事務局にて
行うこと

- 登録申請書の送付
- 利用申請書の送付
- 鍵の貸与
- 鍵の返却
- 空き状況の問合せ先（船着場が利用できない日時）

国土交通省 荒川下流河川事務所 占用調整課

〒115-0042 東京都北区志茂5-4 1-1

電話 03-3902-2326（直通）

FAX 03-3902-7631

電子メール ktr-arage-funatukibariyou@gxb.mlit.go.jp



- JR 赤羽駅（高崎線、宇都宮線、湘南新宿ライン、京浜東北線） 徒歩 20 分
- 東京メトロ 赤羽岩淵駅もしくは志茂駅（南北線） 徒歩 15 分

※鍵の借用・返却は上記箇所にて行います。（土日祝日・年末年始を除く 9 時 30 分～17 時）

10. 駐車場の利用について

- ・緊急用船着場等には、専用の駐車場はありません。
- ・ただし、以下の緊急用船着場等については、隣接する公園の駐車場が利用できます。
- ・各駐車場の利用条件に従って、利用して下さい。

●駐車場を利用するにあたっての注意事項

- ・荒川河川敷内の駐車場は、自治体が管理する公園利用者向けの駐車場です。
- ・利用時間、条件等は、各駐車場の利用条件に従って下さい。
- ・利用時間に変更されたり、満車等によって利用できない場合があります。
- ・進入ゲートは、利用終了時間になると閉鎖されます。閉鎖後は、翌利用開始時間まで開きません。
- ・駐車場の事前予約は不可、当日利用のみで夜間駐車禁止、洪水時は利用不可です。
- ・駐車場内での事故、盗難等トラブルについては、駐車場管理者は一切責任を負いません。
- ・堤防や河川敷など河川内での走行は、歩行者・自転車等に十分に注意し、20km/h以下の徐行にて走行して下さい。

船着場近傍で利用できる駐車場を以下に示します。

No	船着場名	駐車場名	利用可能時間 ※	車種	料金	船着場までの距離
1	戸田 緊急用船着場	①荒川運動公園 駐車場	■ ボートレース戸田開催日 の土・日・祝 8:30～17:30 ※車両がない場合は閉鎖時間の 繰り上げあり	普通車	無料	約50m
4	岩淵 緊急用船着場	②荒川岩淵関緑地 駐車場	■ 土・日・祝 4月～9月 5:45～18:15 10月～3月 6:45～17:15 ※12/29～1/3を除く	普通車	500円/日	約200m
5	志茂 防災船着場					
10	平井 水上ステーション	③平井運動公園の 駐車場	■ 土・日・祝 9:00～16:00	普通 車、マイ ク ロバス	無料	約200m

※:利用可能時間は変更される場合があります。

①荒川運動公園の駐車場

- ・アクセス方法：ボートレース戸田脇の道路より、堤防の坂路を上る。
※東側からは鋭角左折となるので注意
- ・利用可能車種：ゲート幅 2.3m、普通車以下のみ利用可 ※バスは不可
- ・連絡先：戸田ボートレース企業団 048-441-7711



- ・入って右側奥を利用して下さい
(地図使用承認©昭文社第 58G104 号)

②荒川岩淵 関 緑地 駐車場

- ・アクセス方法：区道北 1285 号より、新河岸川の新志茂橋を渡る。 ※「荒川知水資料館」の横
- ・利用可能車種：ゲート幅 3.5m、普通車以下の車のみ利用可 ※バスは不可
- ・連絡先：荒川岩淵関緑地バーベキュー場 03-6331-4374

(参考) 利用案内 HP <https://www.arakawaiwabuchi-bbq.jp/access/parking/>



(地図使用承認©昭文社第 58G104 号)

③平井運動公園の駐車場

- ・アクセス方法：都道 315 号蔵前橋通りの平井大橋、**西側の橋詰より、左折にて入る。**
- ・利用可能車種：ゲート幅 2.5m、マイクロバス以下の車のみ利用可 **※中型以上のバスは不可**
- ・連絡先：江戸川区役所 環境部 水とみどりの課 調整係 03-5662-0320

(参考) 平井運動公園の利用案内。江戸川区 HP

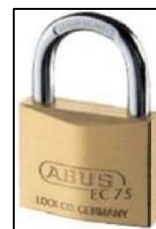
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e028/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/seikatsukotsu/parking/arakawa.html>

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e028/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/sportsshisetsu/ground/arakawaground.html>



1 1. 門扉の位置について

- ・緊急用船着場等によっては、門扉が複数あります。
(板橋、川口、岩淵、新田、墨田、小松川、臨海、新砂)
- ・利用者用の南京錠 (ABUS 金色) が設置された門扉を利用して下さい。
- ・分かりにくい2 船着場の使用門扉の位置を以下に示します。



利用者用の南京錠 (ABUS)

①川口緊急用船着場



②小松川緊急用船着場



【参考 1】 利用ルール・運用要領（暫定版）

平成30年 6月 25日 施行

荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール （暫定版）

東京低地河川である荒川には、大規模な災害に備え、復旧活動の拠点や運搬ルートを確保するための緊急用船着場等を整備している。災害等緊急時には、緊急用河川敷道路と連携し、復旧活動に必要な資機材の運搬や沿川被災地への救命、消防活動のための輸送を行う。

また、救援物資の運搬や帰宅困難者の輸送など、重要な機能を担う施設として期待されている。

緊急用船着場等を災害等緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるようにするため、また、多くの人に知ってもらうためには、平常時から利用してもらうことが大切である。

このため、沿川住民の利便に配慮し平常時における船着場利用を促進するために、荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）（以下「利用ルール」という。）を定める。

なお、この利用ルールは、災害等緊急時及び平常時における管理・巡視・工事・訓練等の国・地方公共団体・警察・消防等による利用及び船着場管理者による利用以外の利用に適用する。

1. 対象船着場と対象船舶

- ①利用ルールを適用する船着場は、荒川下流部（笹目橋から河口）等にある緊急用船着場等を対象とする。
- ②緊急用船着場等を利用可能な船舶は、事業者の旅客船（水上バス、観光ツアー船等）、プレジャーボート、非動力船を基本とする。但し、水上オートバイは対象としない。

2. 利用の優先

災害等緊急時に、国、地方公共団体、警察又は消防等、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行う場合については、全ての利用に優先される。また、平常時は、管理・巡視・工事・訓練等の国、地方公共団体、警察又は消防等、並びに国、地方公共団体の許可を受けた者の利用は、利用ルールに基づく登録者の利用より優先される。

3. 利用方法

- ①利用にあたっては、自己の責任において行うこと。また、利用者間のトラブル等は利用者間で調整・解決すること。
- ②本利用ルールに基づく利用を希望する者は、荒川下流河川事務所に利用者登録を行うこと。その後、利用前に事前利用の申請・連絡をすること。利用の申請・連絡は、戸田緊急用船着場（埼玉県戸田市）、岩淵緊急用船着場（東京都北区）、堀切緊急用船着場（東京都葛飾区）、平井水上ステーション（東京都江戸川区）においては、各市区の条例に基づき申請し承認を受けることとし、利用料及び鍵の貸与等については、条例等に基づくものとする。その他の緊急用船着場においては、運用要領で定める。それ以外の者は利用できない。
- ③日の出から日没まで利用可能とする。照明設備を装備した船舶は夜間利用も可能とする。
- ④接岸は原則 20 分以内とする。
- ⑤利用後は、船着場利用者が門扉を閉め、施錠を確実にし、荒川下流河川事務所に報告すること。

4. 禁止事項

緊急用船着場等を原則、船舶への乗降以外の目的で利用することを禁止する。

戸田緊急用船着場、岩淵緊急用船着場、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションについては、各市区の条例（禁止事項もしくは行為の制限）によるものとする。

5. 利用の取消し等

- ①利用ルールに反した場合及び以下の事項に該当するものと認めた場合は、利用登録を取消・制限することがある。
 - （１）公益を害するおそれがあると認めたとき。
 - （２）公序良俗に反するおそれがあると認めたとき。
 - （３）前２号に掲げるもののほか、河川管理上支障があると認めたとき。
- ②災害、その他事故により、船着場の利用を取消、制限することがある。

6. その他

利用に際して、具体的な運用（手続き方法・留意事項・損害賠償等）について、戸田緊急用船着場、岩淵緊急用船着場、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションにおいては、各市区の条例および規則によるものとし、その他の緊急用船着場等においては、運用要領で定める。

荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルールに基づく運用要領 (暫定版)

本運営要領は、「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版） 6. その他」に基づき、利用に際して、具体的な運用（手続き方法・留意事項等）を定めたものです。

第1 目的及び適用

荒川下流河川事務所管内の緊急用船着場及び同事務所が管理する防災船着場（以下「船着場」という。）を対象として、災害等緊急時に適切な運用ができるよう、平常時における船着場利用を促進することを目的とします。

なお、この運用要領は、災害等緊急時及び平常時における管理・巡視・工事・訓練等の国・地方公共団体・警察・消防等による利用及び船着場管理者による利用以外の利用に適用します。

第2 対象船着場

「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）」に基づく運用要領を適用する船着場の名称及び位置は、別表第1のとおりとします。

第3 対象船舶等

船着場を利用可能な船舶は、事業者の旅客船（水上バス、観光ツアー船等）、プレジャーボート、非動力船とします。

第4 利用の原則

1. 事故や災害時に、国、地方公共団体、警察又は消防等、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行う場合については、全ての利用に優先される。また、平常時は、管理・巡視・工事・訓練等の国、地方公共団体、警察又は消防等、並びに国、地方公共団体の許可を受けた者の利用は、利用ルールに基づく登録者の利用より優先されます。
2. 公的利用及び公共的利用の情報は荒川下流河川事務所に問い合わせてください。
3. 利用にあたっては、自己の責任において行ってください。また、利用者間のトラブル等は利用者間で調整・解決してください。

第5 利用時間

船着場の利用時間は、原則、日の出から日没とする。但し、夜間の利用については、照明設備を装備した船舶のみ利用可能とします。

第6 接岸時間

船着場への接岸は、原則 20 分以内とします。但し、接岸中は船の近傍に最低 1 名ただちに船を操船できる者が待機していなければなりません。

なお、船内に船を操船できる者が待機している場合には、接岸時間を最大 2 時間まで延長できます。

第 7 利用方法

1. 荒川下流河川事務所へ申請する船着場の利用にあたっては、次の各号により、事前に利用者登録を行い、船着場周囲の制限柵門扉の鍵の貸与を受けてください。但し、防災協力活動その他緊急時の利用については、この限りではありません。
 - (1) 利用者登録は、登録申請書、船舶証明書（写）を提出してください。
 - (2) 利用者登録・鍵の貸与は、荒川下流河川事務所にて行います。
 - (3) 鍵の貸与を受けた者は、利用日の 2 営業日前までに荒川下流河川事務所へ、利用日、利用時間、利用船着場を連絡してください。
 - (4) 利用者登録及び鍵の貸与は年度単位とします。ただし、状況により延長する場合があります。
2. 船着場の利用時間が重複した場合は、現地にて利用者間で調整してください。
3. 利用後は、門扉を閉め、施錠を確実にし、荒川下流河川事務所に報告してください。

第 8 利用の制限

荒川下流河川事務所は、船着場の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を認めないこととします。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認めたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、河川管理上支障があると認めたとき。

第 9 利用者登録等の譲渡の禁止

利用者は、利用登録した申請内容を第三者に譲渡、若しくは、貸与された鍵の譲渡又は転貸を禁じます。

第 10 船着場における禁止行為

船着場では、次の各号の行為を禁じます。但し、あらかじめ河川管理者の許可を受けたときは、この限りではありません。

- (1) 船着場を船舶への乗降以外の目的で利用すること。
- (2) 船着場における船舶の二重停泊をすること。

第 11 連絡・報告

1. 船着場の利用時に施設を破損した場合は、荒川下流河川事務所に速やかに届け出てください。
2. 利用時の船舶及び旅客に係る事故については、速やかに警察等に連絡するとともに、荒川下流河川事務所にも届け出てください。

第 1 2 原状回復の義務

1. 船着場の利用者は、利用を終了し、若しくは停止され、又は利用の登録を取り消されたときは、直ちに船着場を原状に回復してください。また、船着場の利用にあたって施設を損壊、若しくは汚損させた場合についても原状に回復してください。但し、利用者に帰すべき原因によらない場合（主たる原因が経年劣化等）についてはこの限りにありません。
2. 利用者が前項の義務を履行しないときは、河川管理者は河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 6 7 条を適用し、原状回復措置を行い、その費用を利用者に負担させるものとします。

第 1 3 利用の取消し等

1. この運用要領に違反した場合は、利用登録を取り消し、今後、最低 1 年間の利用を制限することがあります。
2. 第 8、第 9、第 1 0 の規定に該当する場合は、利用を取り消すことがあります。
3. 災害、その他事故により利用ができなくなったときは、利用を取り消すことや制限することがあります。

第 1 4 利用料

別表第 1 に掲げる船着場については、利用料を無料とします。

第 1 5 その他

この運用要領に定めのない事項については、河川法によるものとします。

附 則

この運用要領は、平成 3 0 年 6 月 2 5 日から施行する。

別表第 1

名 称	位 置	申請先
板橋緊急用船着場	東京都板橋区舟渡 2 丁目	荒川下流
川口緊急用船着場	埼玉県川口市舟戸町 1 丁目地先	荒川下流
志茂防災船着場	東京都北区志茂 5 丁目	荒川下流
新田緊急用船着場	東京都足立区新田 2 丁目	荒川下流
足立緊急用船着場	東京都足立区足立 2 丁目	荒川下流
墨田緊急用船着場	東京都墨田区墨田 5 丁目	荒川下流
小松川緊急用船着場	東京都江戸川区小松川 1 丁目・江東区東砂 3 丁目	荒川下流
新砂緊急用船着場	東京都江東区新砂 3 丁目	荒川下流
臨海緊急用船着場	東京都江戸川区清新町 1 丁目	荒川下流

※ 川口緊急用船着場の利用範囲は国土交通省管理区分のみとする。

【参考 2】自治体申請様式集

(参考) 戸田市への利用申請書

第1号様式(第2条関係)

戸田市船着場使用許可申請書

年 月 日

戸田市長

申 請 者
所在地
(住所)
団体名
(称号)
代表者氏名
電話

下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用期間	年 月 日～ 年 月 日(日/年)					
使用時間	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分(係留 回)					
船舶の名称等	名称			所有者名		
	全長		全幅		総トン数	
使用の目的等 (予定人員)						
	(人)					
添付図書	年間計画表・時刻表・その他()					

(注)1 船舶の名称等は、船舶が数隻あるときは別添とすること。

2 年間計画表及び時刻表は、年間を通じて使用する場合に添付すること。

戸田市船着場条例 http://www1.g-reiki.net/toda/reiki_honbun/e325RG00000459.html

同 施行規則 http://www1.g-reiki.net/toda/reiki_honbun/e325RG00000460.html

(参考) 北区への利用申請書

北 区 船 着 場 使 用 申 請 書

下記のとおり使用したいので申請します。

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

申請者 住所

〔法人の場合
は団体名及
び代表者名〕 氏名

連絡先 TEL () 担当

記

使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日 (日/年)					
使用時間	午前・後 時 分から午前・後 時 分 (係留 分/回)					
船着場名						
船舶の名称等	名 称			所有者名		
	全 長		全 幅		総トン 数	
使用の目的等 (予定人員)	(人)					
添付図書	年間計画表・時刻表・その他 ()					

※年間計画表と利用日の時刻表は、年間を通じて使用する場合に添付すること。

東京都北区船着場条例

<https://www.city.kita.tokyo.jp/reiki/H412901010021/H412901010021.html>

同 施行規則

<https://www.city.kita.tokyo.jp/reiki/H412902100013/H412902100013.html>

(参考) 葛飾区への利用申請書

第1号様式(規則第2条関係)

葛 飾 区 船 着 場 使 用 申 請 書			
令和 年 月 日			
葛飾区長 あて			
下記のとおり使用したいので申請します。			
申 請 者	住 所		
	氏 名		
	団体名		
	連絡責任者	電話 ()	
使用目的			
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで (日間) 時 分 から 時 分 まで		
	予備日	月 日 時 分 から 時 分 まで	
船着場名	葛飾区 船着場		
船舶名称		総トン数	トン
全 長	m	全 幅	m

葛飾区船着場条例 https://www.city.katsushika.lg.jp/keikaku/reiki_int/reiki_honbun/g123RG00000545.html

同 施行規則 https://www.city.katsushika.lg.jp/keikaku/reiki_int/reiki_honbun/g123RG00000546.html

(参考) 葛飾区への使用料免除申請書

第2号様式(規則第5条関係)

葛 飾 区 船 着 場 使 用 料 減 額 ・ 免 除 申 請 書		
令和 年 月 日		
葛飾区長 あて		
下記のとおり船着場施設の使用料の免除を申請します。		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
	団体名	
	連絡責任者	電話 ()
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで (日間)	
	時 分 から 時 分 まで	
	予備日	月 日 時 分 から 時 分 まで
使 用 目 的 及 び 免除申請理由		

葛飾区船着場条例 https://www.city.katsushika.lg.jp/keikaku/reiki_int/reiki_honbun/g123RG00000545.html

同 施行規則 https://www.city.katsushika.lg.jp/keikaku/reiki_int/reiki_honbun/g123RG00000546.html

(参考) 江戸川区への利用申請書

第1号様式(第5条関係)

江戸川区水上バスステーション使用申請書

江戸川区長

斉 藤 猛 殿

申請者住所

氏名

(法人は事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話

江戸川区水上バスステーション条例第5条により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申請年月日	令和 年 月 日		
使用目的			
使用施設名	水上ステーション		
使用日時	令和 年 月 日 () 午 前後	時	分から
	令和 年 月 日 () 午 前後	時	分まで
使用船舶	船種 形状等		
	総トン数		
備考			

江戸川区処理欄

受付年月日	令和 年 月 日	受付番号	—
-------	----------	------	---

江戸川区水上バスステーション条例

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A80168121&houcd=H401901010039&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5050316>

同 施行規則

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A80168121&houcd=H401902100055&no=1&totalCount=1&jbnJiten=5050316>

(参考) 平井水上ステーションの使用申請書 記入例

第1号様式(第5条関係)

江戸川区水上バスステーション使用申請書

江戸川区長

斉 藤 猛 殿

申請者住所 東京都中央区1-1-1
株式会社 ●●●●

氏名 代表取締役社長 ●●●

(法人は事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 ●●-●●-●●

江戸川区水上バスステーション条例第5条により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

申請年月日	令和●年●月●日
使用目的	クルージング or 旅行ツアー or その他具体的に
使用施設名	平井 水上ステーション
使用日時	令和●年●月●日(月) 午 ^前 ●時●分から
	令和●年●月●日(月) 午 ^前 ●時●分まで
使用船舶	船種 形状等 船名 ●● (全長●m、全幅●m)
	総トン数 ●トン
備考	荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール(暫定版)に則り、利用申請します。

江戸川区処理欄

受付年月日	令和 年 月 日	受付番号	—
-------	----------	------	---